

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	決済に関する規制の見直し	
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000(内線3572) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	2020年3月5日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的・必要性】</b>          キャッシュレス時代に対応した利便性が高く安心・安全なサービスに対するニーズに対応し、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図ることは重要。そのため、資金移動業について、送金額に応じた柔軟かつ過不足のない規制を整備する必要がある。また、多様な決済サービスが登場する中、例えば、収納代行と称しつつ実質的には個人間送金を行う行為について、利用者保護の観点から、規制を整備する必要がある。</p> <p><b>【内容】</b>          (1) 資金移動業について、①100万円超、②100万円以下(現行)、③数万円以下、といった送金額に応じた類型を創設し、柔軟かつ過不足のない規制を整備する。具体的には、①の送金を取り扱う事業者については、認可制とするとともに、具体的な送金指図を伴わない利用者資金の受入れを禁止する、③のみの送金を取り扱う事業者については、外部監査を義務付けした上で、利用者の資金を分別した預貯金等で管理することを認める、など。          (2) いわゆる収納代行のうち「割り勘アプリ」のように実質的に個人間送金を行う行為が、資金移動業の規制対象であることを明確化する。</p>	
想定される代替案	<p>法令の名称・関連条項とその内容</p> <p>(1) 資金決済に関する法律第36条の2(新設)、第40条の2(新設)、第45条の2(新設) 等          (2) 資金決済に関する法律第2条の2(新設)</p>	
直接的な費用	<p>(1) 資金移動業について、(3類型に分けることなく)送金額の上限(現行100万円)を撤廃した上で、100万円超の送金を取り扱う業として、より高水準の規制を一律に適用する。          (2) いわゆる収納代行について、すべからず資金移動業の規制対象とする。</p>	
(遵守費用)	費用の要素	代替案の場合
	(行政費用)	<p>(1) 現行資金移動業者(70社[2019年12月31日現在])のうち、①100万円超、又は／及び③数万円以下のみ、の送金を取り扱う者において、認可申請や変更登録申請に係る費用が発生する。また、①の事業者においては、高額送金を取り扱うリスクを踏まえ、特に、システムリスク管理、セキュリティ対策、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等に関し、現行規制より高水準の規制を遵守する費用が発生する。          (2) いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行う者において、登録申請や資金移動業の規制の遵守に係る費用が発生する。</p>
(行政費用)	費用の要素	代替案の場合
	<p>(1) ①100万円超、又は／及び③数万円以下のみ、の送金を取り扱う者について、認可審査や変更登録審査に係る費用が発生する。また、①の事業者について、現行規制より重点的な検査・監督に係る費用が発生する。          (2) いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行う者について、登録審査や検査・監督に係る費用が発生する。</p>	<p>(1) 代替案の場合、本案の場合と比較して、全ての資金移動業者において、高額送金を取り扱うリスクを踏まえ、特に、システムリスク管理、セキュリティ対策、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策等に関し、現行規制より高水準の規制を遵守する費用が発生する。          (2) 代替案の場合、本案の場合と比較して、いわゆる収納代行を行う全ての者において、登録申請や資金移動業の規制の遵守に係る費用が発生する。</p>
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合
	<p>(1) 資金移動業者が100万円を超える送金を取り扱うことが可能となる。また、数万円以下のみ送金を取り扱う事業者については、外部監査を受けた上で、利用者から預かった資金を分別した預貯金等で管理することが可能となり、資金繰りに係る負担が軽減される。          (2) いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行う者について、資金移動業の規制対象とすることで、利用者保護が図られる。</p>	<p>(1) 代替案の場合、本案の場合と比較して、より多くの事業者が100万円を超える送金を取り扱うことが可能となる。          (2) 代替案の場合、本案の場合と比較して、より多くのいわゆる収納代行を行う者について、資金移動業の規制対象とすることで、より一層の利用者保護が図られる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合
	<p>(1) 100万円を超える送金ニーズへの対応、現在の送金件数の大部分を占める数万円以下の送金に係る事業者コストの合理化を通じたコストの低いサービスの提供の促進などを通じ、利用者利便の向上やイノベーションの促進に資することが期待される。          (2) いわゆる収納代行を行う者のうち実質的に個人間送金を行う者が、利用者から受け入れた資金の保全等の規制を遵守することで、キャッシュレス化時代に対応した、利用者にとってより安心・安全な送金サービスが提供される環境の整備に資することが期待される。</p>	<p>(1) 代替案の場合、本案の場合と比較して、100万円又は数万円以下のみ送金を取り扱う事業者にとって過剰な規制遵守費用が発生することで、事業者のサービスの提供やイノベーションの障害となり、利用者利便を損なう可能性がある。          (2) 代替案の場合、本案の場合と比較して、現在サービスを提供している事業者のサービスの提供やイノベーションの障害となり、利用者利便を損なう可能性がある。</p>
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	<p>① 費用と便益の関係の分析          利用者利便の向上やイノベーションの促進、利用者保護の確保といった本案によるプラスの効果は、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果を上回ると考えられる。</p> <p>② 代替案との比較          (1) 代替案の場合、本案の場合と比較して、全ての資金移動業者において、一律に、より高水準の規制を遵守する費用が発生することから、事業者の参入や、既存の事業者によるサービスの提供の障害となることが想定され、結果として決済手段に関するイノベーションが抑制されるという観点から、便益が小さい一方、遵守費用及び行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、現行規制を前提に今後も事業を行おうとする事業者のサービスの提供や利用者利便に支障が生じる可能性がある、という深刻な副次的な影響・波及的な効果が想定される。          (2) 代替案の場合、本案の場合と比較して、全ての収納代行を行う者において、一律に、より高水準の規制を遵守する費用が発生することから、事業者の参入や、既存の事業者によるサービスの提供の障害となることが想定され、結果として決済手段に関するイノベーションが抑制されるという観点から、便益が小さい一方、遵守費用及び行政費用は大きいと考えられる。また、代替案の場合、現在収納代行を行っている事業者のサービスの提供や利用者利便に支障が生じる可能性がある、という深刻な副次的な影響・波及的な効果が想定される。</p>	
その他関連事項	-	
事後評価の実施時期等	「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考	-	